

高知工業高等専門学校寮務委員会規則

制 定 昭 和 4 3 年 4 月 1 日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校に、高知工業高等専門学校寮務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学寮における寮生の生活に関する必要な事項を審議し、各学科間の連絡調整を図るとともに問題の処理にあたる。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 寮生の生活指導に関すること。
- (2) 学寮の安全に関すること。
- (3) 寮生の福利厚生に関すること。
- (4) 寮生の保健管理に関すること。
- (5) 寮生の団体及び集会に関すること。
- (6) 寮生の賞罰に関すること。
- (7) 入寮及び退寮に関すること。
- (8) その他寮生活に関し、委員長が必要と認める事項。

(組織)

第4条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 寮務主事
 - (2) 寮務主事補佐
 - (3) 各学科代表教員 各1人
 - (4) 学生課長
 - (5) 寄宿舍指導員
- 2 前項第3号の委員は、校長が命ずる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、寮務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。

(任期)

第6条 第4条第1項第3号の委員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和47年5月31日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年8月17日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和49年12月3日から施行し、昭和49年11月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年11月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。